

さんぶの森避難所運営委員会 第3回協議会 結果

1 概 要

(1) 日 時：令和7年1月11日（土）10：00～12：10

(2) 場 所：さんぶの森中央会館2階 中研修室

(3) 参加者：区・自治会長 4名

自主防災組織 4名

防災士 4名

計 12名

(4) 協議要領

第2回協議会内容の振り返りを実施した後、山武地区の避難所避難者の見積もり、さんぶの森周辺地域の災害時の施設使用について要望に基づき資料をもって説明を実施、次に、参加者全員による「さんぶの森避難所運営委員会マニュアル」作成に資する事項について協議・発表を実施

ア 第2回協議会の振り返り及び資料説明《30分》

イ 避難所ルール《30分》

ウ 受付の要領（受付、避難者名簿の記入、案内）《20分》

エ 避難所生活における時間及び行動の統制《2分》

オ 避難所（体育館）の区割り《18分》

カ 物資配布要領《30分》

2 勉強会協議内容

(1) 議題1

避難所ルール

【議題1に対する意見】

- ◇避難者の方も避難所運営に協力する一文を最初に記載した方が良い。
- ◇ペットの飼育は「決められた場所で」を追加した方が良い。
- ◇食料の配布は別途記載した方が良い。ルールから削除して良いのでは。
- ◇トイレの使用は基本禁止し、簡易トイレを使用させる方が良いのではないかな。
- ◇避難者の受け付けを家族単位で報告する場合、避難していない家族を記載されるのでは。事前に避難者名簿を広報紙に掲載し、記入しておけるようにしてはどうか。
- ◇避難者ルールの周知は紙で配布するか、掲示するかを定めた方が良いのでは。

【市からの意見】

◆トイレは、停電時でも使用が可能なように現在整備中です。

簡易トイレは、長期避難の場合の1基／20人を満たす数量が備蓄できていないので、今後、逐次整備します。

◆避難者名簿は、避難者数や誰が避難しているかを把握して安否確認の手段として活用すること、避難者家族等の安否確認の問い合わせに対応するため必要です。

避難者の名簿はあくまで避難している方のみの記入としています。

事前に避難者名簿を配布し記入しておくことも良いかもしれませんが、避難所で避難者の現状を把握するためにも、直接記入していただくことも避難者情報の収集のために必要であると考えています。

◆令和元年の「房総半島台風」時の避難所で、ある避難者が、自分の要望を声高に訴え、他の避難者の迷惑となる行為が発生しました。

当時は、避難所運営を施設管理者と市の職員で実施し、避難所の規則的なものを示すことなく避難者を受け入れていたことから、避難所における統制、拘束力が発揮される状況にありませんでした。

その時の教訓として、避難所運営においては組織力を発揮し毅然と対応できるよう、事前（避難者の受け付け時）に避難所のルール等を周知・徹底することが重要です。

(2) 議題 2

受付の要領

【議題 2 に対する意見】

- ◇避難の一時、長期に関わらず、すべてを網羅した避難者カード（長期用）を記載させた方が良いのでは。様式の種類が多すぎる。
- ◇車中泊、在宅避難者用のカードも必要では。
- ◇要配慮者の掌握が必要である。

【市からの意見】

◆避難者名簿は避難の長短で求めるものが違うと考えています。

風水害時で一時的な避難の場合は、避難者数の把握が主な目的となります。

土砂災害、地震・津波のような長期避難の場合は安否確認等のため、細部の避難者情報が必要となります。

現状として、風水害の一時的避難では簡易な名簿記入で受付を行っています。

今後、長短に関わらず、全てを網羅した避難者カードを記載させるかは検討が必要です。

(3) 議題 3

避難所生活における時間及び行動の統制

【市の意見】

配食や、起床・消灯に関しては、こちらで時間指定するだけですので、ここでの議論は割愛します。

ただ、指定した時間外での配食の希望等については、その都度対応することが必要です。

消灯については、防犯上の観点から全消灯はできないと考えています。

(4) 議題 4

避難所（体育館）の区分け

【議題 4 に対する意見】

- ◇さんぶの森避難所の特性として、山武地区全域から避難者が避難してくることが予想されることから、順次受け付け特に区や自治会ごとに区分する必要はないのでは。
- ◇外国人を特別に区分する必要はない。
- ◇乳幼児や高齢者を区分する必要がある。
- ◇特別な事情がある人を体育館以外の部屋を確保する必要がある。
介護や看護が必要な人の避難スペースの確保が必要であるとともに、それらの人をどうケアするのか。
- ◇避難者の特技・資格が記入できる欄を設けてはどうか。
例：看護師、ケアマネ、保育士等

【市からの意見】

◆介護等が必要な方が避難する場合は、家族等が避難所で付き添い介護することを条件としています。

過去、避難所に高齢者の女性を民生委員さんが連れて来ました。女性は普段は一人でトイレに行くことができるのですが、災害時という状況により、トイレに行くにも介助が必要な状態でした。この時は、男性職員しかおらず苦慮したということがありました。この様な方の避難にも留意する必要があります。

介護等が必要な方で、避難を希望される方もいると思います。その様な方には、普段お世話になっている施設等への避難をお願いしています。

市でも福祉避難所の開設を計画していますが、場所があっても介護や介助にあたる人を確保できず、開設に至らないというのが現状です。

(5) 議題 5

物資の配布要領

【議題 5 に対する意見】

- ◇物流拠点をあららぎ館に設置し、物流班を別途に編成する。
- ◇自治会単位で物流班に連絡し、各自治会が取りに行く。
- ◇さんぶの森中央会館は山武地区の物流のハブ拠点となるため、各区・自治会の情報収集、要望を整理してもらう必要がある。
そのために、各区や自治会が防災の機能を発揮できる体制が必要である。
- ◇さんぶの森避難所運営委員会だけでは物資を裁くのは困難であるため、各区・自治会から物資配布のための人員の協力が必要である。

【市からの意見】

◆あらかぎ館を物流拠点とする案も良いかもしれないが、物資が到着し、荷下ろしする時は、フォークリフトも無いことから手で下ろすことになります。

多くの人手が必要で、それらの人をあらかぎ館に待機させることは困難だと思います。特に、男性が仕事に行っている間は避難者全員で対応する必要があり、そのため、避難所に物流拠点を置くしかないのではと考えます。

◆あくまで理想です。ただし、理想を実現させることが必要ですので説明します。

旧町村の4箇所にそれぞれハブとなる物流拠点を設置し、市の物流拠点から協定を締結しているトラック協会等の協力を得て、各地区の物流拠点に物資を運びます。

ハブ拠点から、旧小学校区を単位とした避難所運営委員会が物資を受領し運搬します。避難所運営委員会から区・自治会が物資を受領し、物資を必要とする方に配っていただきます。

ニーズの把握は逆順になります。

これを実行できるような体制づくりに努力してまいります。

《参加者からの意見》

例えば、多くの避難者が居る避難所で避難者数に満たない50の食料が届いた場合どうするのか。

過去には、不公平が生ずることから配らずに腐らせたという事例もある。

配るのか配らないのか、配るとしたらどうするのか。細部の優先順位の決定方法を定めるべきではないか。

《市の考え方》

防災・減災の最優先事項は、「生命と身体の安全の確保」であります。

不足した50の糧食という概念ではなく、与えられた50の糧食と考えます。

50人の人を助けることができます。配らないという選択肢はあり得ません。

どの人から助けるのかを考えることになります。

当然、体が衰弱している人や、発育の支障を排除するために幼児等を優先するべきでしょう。

50人を超える該当者があるかもしれません。その場合はその中でも、生命や身体の安全を確保するために優先させるべき人を選択し配るべきであると考えます。

避難者の状況（高齢者や幼児等の災害弱者の数、身体の状況）は事前に予測できるものではありません。したがって、目的を理解し、その目的を達成するために現状において最良の手段が何かを考え、判断し、実行に移すことが重要だと考えます。

どのような避難所の運営においても、その場で状況を判断し結論を求められることが多々あると思います。非常時は想定外のことの連続であるとも言われています。決まりごとが通用しない場合があるかもしれません。その中でも状況を判断し決心できるよう訓練することも必要かもしれません。